

前回会議で求められた各自治協議会組織図等説明資料

1 自治会長会

丹波市には、299の単位自治会があり、自治会長会は、下記の構成になっている。

単位自治会 → 理事25名 → 役員6名 → 自治会長会会長
299 (小学校区) (旧町)

単位自治会の上部組織は、丹波市全体の自治会長会のみとなっている。

- ・ 理事は、小学校区の代表として、小学校区ごとに選任される。
- ・ 理事から役員6名を選任し、旧6町から1名ずつとされる。
- ・ 役員6名の中から丹波市自治会長会会長1名を選任している。
- ・ 丹波市自治会長会の規約には、下部組織として旧町単位の自治会長会と小学校区単位の自治会長会は位置づけがない。
- ・ 実態としては、旧町又は小学校区ごとの自治会長会（区長会、総代会）が存在している。

2 自治協議会が設立されるまでの旧町の自治会長会と地域自治組織

旧町名	旧町の 自治会長会	小学校区の 自治会長会	小学校区の 地域自治組織	校区数
柏原	あり	なし	なし	2
氷上	あり	あり	自治振興会	5
青垣	名目的あり	なし	なし	4
春日	あり	あり	社会教育振興会	5
山南	あり	あり	地区振興会	4
市島	あり	あり	自治振興会	5

- ・ 旧柏原町では、コンパクトなので校区ごとに分ける必要がなく、旧町全体で何事も取り組んでいたことから旧町の総代会（自治会長協議会）が合意形成機関となっていた。
- ・ 旧氷上町では、自治振興会が総意をまとめる合意形成機関となっていた。
- ・ 旧青垣町では、単位自治会が直接行政に要望していたので、自治会長会として旧町の範囲での活動がなく、町長が自治会長を招集する時に、自治会長会の名目を使っていた。
- ・ 旧春日町では、地域の総意をまとめ、合意を形成してきたのは、自治会長会であった。社会教育振興会は、生涯学習を推進する組織であり、地域の合意形成機関ではなかった。

- ・ 旧山南町では、地域の総意をまとめ、合意を形成してきたのは、自治会長会であった。地区振興会は、公民館活動を通じた地域づくりの組織であり、地域の合意形成機関ではなかった。
- ・ 旧市島町では、自治振興会が総意をまとめる合意形成機関となっていた。

3 設立当初の自治協議会

(1) 小学校区を自治協議会の範囲として選択した理由

- ・ 谷間に集落が点在しており交流しにくいという地理的状况で、旧町の範囲ではお互いにわかりにくいため、日常的に顔が見える範囲が適当であると考えた。
- ・ 小学校区は、明治の旧村の範囲であるため、比較的集落がまとまっており交流しやすく、地域の差も少ない。
- ・ 明治以来の共同体であるという歴史があり、既に旧氷上町や旧市島町では、この範囲で地域自治組織が活動していた。
- ・ 多くの地区で小学校区ごとに地域の運動会が行われている、旧村時代から伝わる祭りがあるなど、小学校区は住民にとってなじみがある。
- ・ 自治会長会（総代会、区長会）が小学校区に存在する地域もあり、住民の自治の範囲となっている。

(2) 自治協議会の概要

設置	地域づくり交付金交付要綱
目的	小学校区における地域課題の解決を図り、かつ、市民による主体的な連携と交流の地域づくりを推進
範囲	小学校区
定義	小学校区を単位とする地域において、地域住民、自治会、各種組織その他団体等によって構成され、規約及び自主財源を有し、地域活性化のために要綱に定める活動を行う組織
活動内容	地域福祉、安心安全、教育、環境、文化、人権、男女共同参画、活動拠点管理、地域活性化に関する活動 特に「健康」「教育」「環境」のテーマに該当する活動を、それぞれ最低1つずつ実施する
人員	活動推進員を1名か2名置き、拠点施設に一定時間常駐する。地域づくり活動を展開できる人材として自治協議会が選任する。活動推進員は、諸事務を担当する。
行政の人的支援	校区在住の市職員を支援者として、3名配置する。通

	常業務と兼任。	
拠点施設	活動拠点施設をもち、維持管理及び運営を行う。	
交付金	拠点施設	管理面積×1,330円
	推進員人件費	1,140,000円
	活動費基礎分	500,000円
	自治会分	20,000円×単位自治会数
	世帯分	100円×世帯数
	人口分	50円×住民数
会長	自治協議会ごとに選任（要綱に規定なし）	
規約	自治協議会ごとに作成	
構成員	当該地域のすべての住民及び自治会その他団体	

- ・ 市では、新市の総合計画で住民参加、協働促進を構想し、自治会への補助金等を一本化する交付金案を検討していた。
- ・ 合併後、事業ごとに分散していた地域、自治会への補助金等を整理・統合し、丹波市地域づくり交付金交付要綱を平成19年3月に制定した。自治協議会は、この要綱に基づき地域の住民の合意をもって設立された住民自治組織である。
- ・ 自治協議会は、行政の事務を分掌していない。
- ・ 平成19年4月から各校区で自治協議会が順次設立され、平成19年中に全ての小学校区で設立された。
- ・ 自治協議会の活動にテーマがあると活動を考えやすいとの考えから、市がテーマを設定した。
- ・ 活動推進員は、自治協議会の事務局であり、拠点施設に常駐している。
- ・ 校区在住の市職員3名が支援者となり、活動の相談に応じ支援を行っている。
- ・ 平成21年度までは、校区の交流を図るイベントに対し、イベント分として必要な経費が申請によって交付されていた。
- ・ 構成団体は、自治会のほか婦人会、老人会、PTA、消防団、子供会、防犯協会、体育振興会などがあり、自治協議会によって異なっている。
- ・ 運営については、部会方式などそれぞれの自治協議会によって異なっている。
- ・ 参加団体は、団体ごとの参加であり、代表者が理事や役員として運営に参加している。
- ・ 自治協議会会長の選任方法は、要綱では定めておらず、各自治協議会の規約に基づいている。「小学校区の自治会長会の会長が兼任する場合」と、「自治会長と別に選任する場合」がある。実態としては、選挙というより互選または推薦で選任されている。

- ・ 各自治会長は、役員や理事などで自治協議会の運営に関わっている。
- ・ 自治会が全て自治協議会に参加していることから、住民も自治会を通じて、自治協議会に対して自動的加入、世帯加入になっていると意識があると思われる。

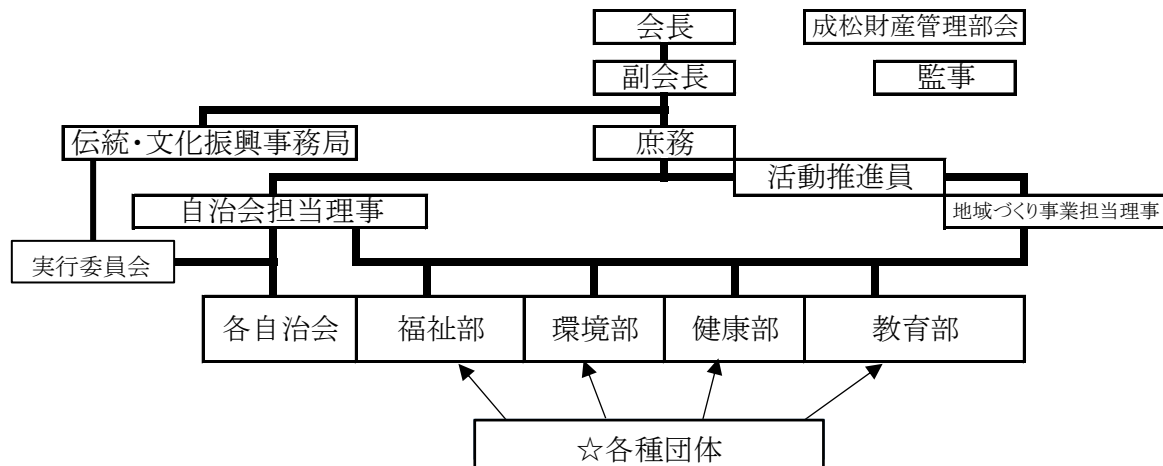
4 自治協議会と自治会長会

- ・ 自治協議会では、自治会長は理事、役員、評議員などで、自治協議会の運営に全員携わっている。
- ・ 自治協議会長は、各自治協議会の規約により選任されており、「小学校区の自治会長会の会長が兼任する場合」と「自治協議会長のみを専任している場合」がある。
- ・ 自治会長以外から自治協議会の会長を選任する場合は、自治会長から選挙管理委員を数名選び、候補者を探す。候補者に、選挙管理委員が依頼し、候補者が承諾、総会にて承認を得る。この場合の候補者は、自治会長の経験者から探している。自治会長の経験があると地域の事情や組織運営がわかっているという理由が多いと推察する。
- ・ 「小学校区の自治会長会の会長が兼任する場合」は、校区の自治会長会の会長としての業務に加えて、自治協議会の会長としての業務が重なるという二重の負担になっている。
- ・ 「自治協議会の会長のみ専任している場合」は、自治会長会には参加できない。自治会長会にはかりたい事が生じると、自治会長会の開催を依頼して議論してもらうことが必要となる。地域の課題を議論する組織が自治会長会と自治協議会の2つになっていることが要因と考えられる。自治協議会だけで地域に関する事項を決議できない、合意形成ができないということがあり、地域の合意形成が2つの機関で行われている現状がある。

協議会名		自治会数	
柏原自治協議会		17	
①構成団体			
・各単位自治会(17自治会) ・柏原体育振興会 ・柏原まちづくり協議会 ・丹波市防犯協会柏原支部 ・丹波市商工会柏原支部 ・丹波市消防団柏原支団 ・柏原町婦人会 ・市保健衛生推進協議会柏原支部 ・柏原町ボランティア連絡会 ・柏原町民生・児童委員協議会		・柏原文化協会 ・生き方を育む校区委員会 ・柏原大宇陀交流の会 ・観光まちづくりの会 ・株式会社 まちづくり柏原 ・崇広幼小PTA ・柏原中PTA ・スポーツクラブ21崇広 ・柏友会	
②会長・役員等の選出方法		③理事の選出方法	
自治協議会の三役(会長・副会長・会計・幹事)は、理事会で選出された選考委員が選考委員会を組織し、選考→依頼→内諾→総会で承認の形で選出されている。		校区内の各単位自治会及び各団体からの推薦者を選出。	
④協議の仕方(回数等)		⑤周知(広報)の仕方	
総 会	1 回	計画時	自治協議会だよりは、年3回発行し、行事の周知は、放送及びチラシ等を全戸配布する。
三役会	6 回		
幹事会	5 回		
理事会	4 回		
監査会	1 回		
通常総会		実施後	
⑥組織図(平成30年度)			
17自治会 18組織団体 自治協議会 三役会 4名 幹事会 10名 監事 2名 事務局 理事会 41名 (決議機関) 健康部会 環境部会 福祉部会 教育部会 安全安心部会 広報部会			
・自治会長1名 ☆体育振興会 ☆ボランティア連絡会 ☆スポーツクラブ21崇広 (☆監事) ・自治会長6名 ☆市商工会柏原支部 ☆会計 ・自治会長2名 ☆柏原まちづくり協議会 ☆町婦人会 ☆保健協柏原支部 ☆民生児童委員 ☆柏友会(老人会) ・自治会長4名 ☆柏原文化協会 ☆生き方を育む校区委員会 ☆柏原大宇陀交流の会 ☆観光まちづくりの会 ☆(株)まちづくり柏原 ☆幼小PTA ・自治会長4名 ☆防犯協会柏原支部 ☆消防団柏原支団 ☆中学校PTA 各部会から1名 ・自治会長1名 ☆生き方を育む校区委員会 ☆柏原中学校PTA ☆柏友会(老人会)			
※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。			
・総会の構成 住民各世帯から1名。ただし、重要事項の議題がある場合は、全会員。			
・理事会の構成 会長1名、副会長2名、会計1名、幹事(部会長)6名、理事29名、監事2名			
・役員会の構成 三役会…会長、副会長及び会計 幹事会…三役及び幹事(部会長)			

協議会名		自治会数
新井自治協議会		10
①構成団体		
☐ 単位自治会 (10自治会) ☐ 新山管理組合 ☐ 福祉部部長会 ☒ 民生・児童委員協議会 ☐ 体育部部長会 ☐ スポーツクラブ21新井 ☒ 保健衛生推進協議会		☒ ボランティア連絡会 ☒ 婦人会 ☒ 農協女性会 ☒ 消防団柏原支団 ☒ 新井地域防犯グループ ☒ 柏原中学校PTA ☐ 新井幼少PTA ※ ☒ 印は、柏原地区に本部を置く団体。
②会長・役員等の選出方法		③理事の選出方法
自治協傘下の自治会長による選考委員会を組織し、選考→依頼→総会での承認の形で選出されている。		自治会長9名が選考委員となり、女性を2名以上とし、区域に分けて理事の選出する。
④協議の仕方(回数等)		⑤周知(広報)の仕方
総会 1回 通常総会 幹事会(決議機関) 6回 理事会 6回 監事会 1回 体育部長会 1回		計画時 広報誌は年2回発行し、行事の周知は、放送及びチラシ等を回覧する。 実施後
⑥組織図(平成30年度)		
※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。		
・総会の構成 住民各世帯から1名。(役員及び自治会長)		
・幹事会の構成 役員(会長1名、副会長2名、事務局長(活動推進員、会計兼務)1名、理事12名、幹事10名)		
・役員会の構成 三役会…会長、副会長及び事務局長(会計兼務) 理事会…三役及び理事		

協議会名	自治会数										
中央地区自治振興会	20										
①構成団体											
・単位自治会(15自治会) ・西中連合自治会(5自治会) ・駐在所 ・老人クラブ連合会 ・消防団 ・遺族会 ・身体障がい者中央支部 ・青少年健全育成 ・おどり保存会 ・中央地区健康環境委員会 ・成松ロイヤルクラブ ・防犯グループ ・防犯協会成松班 ・中央地区グラウンドゴルフ同好会 ・中央小PTA	・体育振興会 ・スポーツクラブ21氷上中央 ・商工会中央地区 ・ ・民生委員児童委員 ・中央小学校校長 ・造り物保存会 ・成松財産管理部会										
②会長・役員等の選出方法	③理事の選出方法										
自治振興会会長・副会長は、委員会において選出された選考委員によって推薦し、総会で選任する。活動推進員は総会で選任された役員が選任する。	地域づくり事業担当理事は、各種団体の中から互選し、総会で選任する。自治会担当理事は、各自治会代表とする。										
④協議の仕方(回数等)	⑤周知(広報)の仕方										
<table> <tr> <td>総 会</td><td>1 回</td></tr> <tr> <td>理事会</td><td>6 回</td></tr> <tr> <td>役員会</td><td>1 回</td></tr> </table>	総 会	1 回	理事会	6 回	役員会	1 回	<table> <tr> <td>計画時</td><td>かわら版(広報誌)4回/年</td></tr> <tr> <td>実施後</td><td>かわら版(広報誌)4回/年</td></tr> </table>	計画時	かわら版(広報誌)4回/年	実施後	かわら版(広報誌)4回/年
総 会	1 回										
理事会	6 回										
役員会	1 回										
計画時	かわら版(広報誌)4回/年										
実施後	かわら版(広報誌)4回/年										

⑥組織図

※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。

・総会の構成

役員(会長1名、副会長2名、自治会担当理事8名、地域づくり事業担当理事10名、活動推進員2名、庶務1名、成松財産管理組合3名、監事2名)、各自治会長、各部長、顧問、有識者、各種団体

・理事会の構成

会長 副会長2名 自治会担当理事8名 地域づくり担当理事10名

・役員会の構成

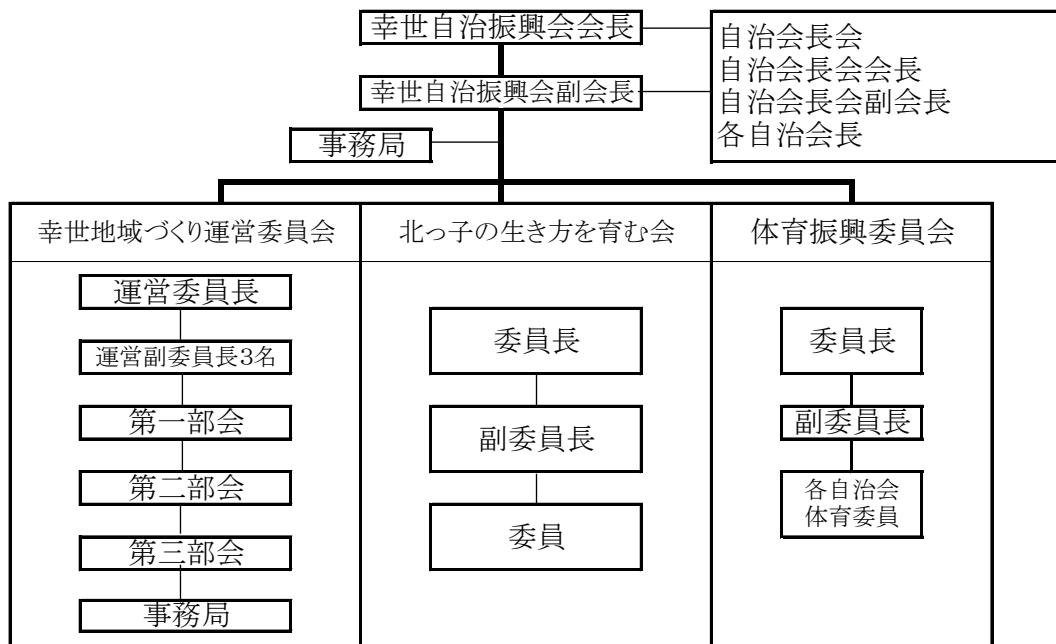
役員(会長1名、副会長2名、活動推進員2名)

協議会名		自治会数	
生郷自治振興会		11	
①構成団体			
・単位自治会 ・石生連合区 ・人権擁護委員 ・防犯協会委員 ・市議会議員 ・農業委員 ・生郷国際交流協会 ・商工倶楽部 ・生郷倶楽部 ・認定こども園いくさと保護者会		・体育振興会 ・スポーツクラブ21氷上東 ・東小PTA ・中学校PTA地区代表 ・消防団 ・おどり保存会 ・農協理事 ・森林組合理事 ・民生委員児童委員	
②会長・役員等の選出方法		③理事の選出方法	
自治振興会会長・副会長は、自治会で選出し、総会で承認をする。地域振興委員長・産業振興委員長・教育振興委員長は理事会で選出し承認する。地域づくり実行委員長は地域づくり実行委員会で選出し承認する。		役員、自治会の代表者、市議会議員、農業委員、商工業者の代表者	
④協議の仕方(回数等)		⑤周知(広報)の仕方	
総 会	1 回	計画時	広報誌 3回/年
理事会	12 回	実施後	広報誌 3回/年
役員会	15 回		
⑥組織図			
会長 副会長 事務局 地域振興委員会 産業振興委員会 教育振興委員会 地域づくり実行委員会			
☆防犯協会 人権擁護委員 ☆消防団 各自治会長4名 ☆生郷倶楽部 ☆ひかみ東商工倶楽部 農業委員 ☆農協理事 ☆森林組合理事 ☆踊り保存会 各自治会長4名 ☆認定こども園いくさと保護者会 ☆生郷体育振興会会長 ☆スポーツ21氷上東会長 ☆中学校PTA生郷地区委員 ☆東小PTA会長 ☆丹波生郷国際交流協会会長 ☆民生委員 各自治会長4名 単位自治会 サンコーボラス ☆スポーツ21東 ☆消防団 ☆生郷体育振興会 ☆防犯協会 ☆東小PTA認定こども園いくさと保護者会 ☆生郷倶楽部 ☆ひかみ東商工倶楽部			
※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。			
・総会の構成 各自治会より1名、生郷地区市議会議員、生郷地区の行委員、商工業者代表、消防団、小学校PTA、小学校PTA、こども園PTA、民生児童委員、体育振興会、防犯協会、人権擁護委員、農協理事・森林組合理事・国際交流協会、踊り保存会生郷連、ひかみ東商工倶楽部、スポーツクラブ21氷上東、生郷文化同好会、観光協会地区委員、その他会長が特に認めたもの ・理事会の構成 役員、自治会の代表、市議会議員、農業委員・商工業者の代表 ・役員会の構成 役員(会長1名、副会長2名、地域振興委員長1名、産業振興委員長1名、教育振興委員長1名、地域づくり実行委員長1名、事務局(事務局長1名、会計1名)			

協議会名		自治会数	
葛野報徳自治振興会		11	
①構成団体			
・単位自治会 以下賛助会員 ・山林管理組合長 ・市議会議員(顧問) ・西小学校長・PTA会長 ・西地区体育協会 ・消防団・葛野壽会会長 ・交通安全協会西支部長 ・葛野地区寺院団幹事 ・防犯上新庄班班長		・民生委員地区部会長 ・上新庄駐在所 ・認定こども園ふたば ・かどの元気広場管理 ・健康環境委員代表 ・コミュニティ活動推進員	
②会長・役員等の選出方法		③理事の選出方法	
会長 副会長は自治会長会で選任する。(2年ごと)			
④協議の仕方(回数等)		⑤周知(広報)の仕方	
総 会	1 回	計画時	広報誌 4回/年
自治会長会	12 回	実施後	広報誌 4回/年
自治振興会	6 回		
⑥組織図			
かどのふれあい交流広 場事業推進委員会 推進委員長 推進副委員長 農園部会長 里山部会長 推進員 推進員 庶務・会計 会長 副会長 自治会長会 11自治会 ☆市議会議員 ☆山林管理組合長 ☆西小学校長 西地区体育振興会 ☆消防団分団長 交通安全協会西支部長 ☆葛野地区寺院団監事 防犯協会上新庄班長 ☆西小PTA会長 ☆民生委員地区部会長 ☆上新庄駐在所 健康環境委員代表 コミュニティ活動推進員 ☆認定こども園ふたば かどの元気広場管理会計 新たな地域づくり計画 庶務 会計 全体会 事業推進委員会正副部会長会 かどの郷委員会 施設活用部会 地域資源開発部会 推進員 部会長副部長会 部会長副部長会 運営委員会 丹波市支援者 推進員 支援者 支援者			
※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。			
・総会の構成 自治会長 各自治会員2名			
・自治会長会の構成 正副会長、各自治会長 庶務 会計			
・常会の構成 役員(会長1名、副会長2名以内、庶務 会計)、各自治会長、各種団体代表者			

協議会名	自治会数
沼貫地区自治振興会	9
①構成団体	
・単位自治会 ・市議会議員 ・農業委員 ・農協理事 ・商工会 ・消防団 ・老人クラブ ・スポーツクラブ21 ・南小南小PTA ・中学校PTA ・青少年健全育成委員	・郵便局 ・防犯委員 ・交通安全推進員 ・民生児童委員 ・氷上福祉会地元理事代表 ・認定こども園ぬぬぎ、認定こども園ぬぬぎ保護者会 ・子ども会連絡協議会 ・健康環境委員 ・沼貫の文化の杜協会
②会長・役員等の選出方法	③理事の選出方法
自治振興会会長・副会長は、自治会長全員及び各種団体の長を含む12名による選考委員会を組織し選考、総会において承認。 役員(各委員会委員)は、自治会・各種団体から選出される。委員長は委員会で互選。 自治振興会正副会長と役員(各委員会委員)の任期は、1年ずらされており、全員が新任にならないように工夫されている。	各種団体の長
④協議の仕方(回数等)	⑤周知(広報)の仕方
総 会 1 回 理事会 3 回 役員会 7 回	計画時 広報誌 4回/年 実施後 広報誌 4回/年
⑥組織図	
・総会の構成 構成員全員 ・理事会の構成 正副会長、正副自治会長、専門部会正副委員長、沼貫地区内市議会議員・同農業委員会委員、同丹波ひかみ農協理事、各種団体①代表者、役員以外の活動支援者活動推進員並びに会計 その他総会において推薦するもの。 ・役員会の構成 役員(会長1名、副会長1名、沼貫地区内市議会議員、自治会長会会長1名、自治会長8名、専門員会委員長4名、活動推進員1名、会計1名、活動支援者代表1名、監事2名)のうち監事は除く	

協議会名	自治会数								
幸世自治振興会	18								
①構成団体									
・自治振興会長・副会長 ・各自治会長 ・市議会議員(幸世出身) ・農協理事(幸世出身) ・農業委員(幸世出身) ・北小学校 ・北小PTA ・消防団 ・商工会	・民生児童委員 ・健康環境委員会 ・スポーツクラブ21氷上北 ・ボランティアグループ ・体育振興委員会代表者 ・幸世地域づくり運営委員長								
②会長・役員等の選出方法	③理事の選出方法								
会長・副会長の選出は、自治会長会会長を選考委員とし、理事10名の互選により選出した4名の選考委員が推薦し、総会で承認を求め決定する。	理事10名のうち、自治会長会副会長及び幸世地域づくり運営委員長を除く8名の選出は、各ブロックでの互選により選出し、各団体代表者のうち3名については自治振興会長の推薦により総会で承認、決定する。								
④協議の仕方(回数等)	⑤周知(広報)の仕方								
<table> <tr> <td>総会</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>理事会</td><td>2回</td></tr> </table>	総会	1回	理事会	2回	<table> <tr> <td>計画時</td><td>—</td></tr> <tr> <td>実施後</td><td>—</td></tr> </table>	計画時	—	実施後	—
総会	1回								
理事会	2回								
計画時	—								
実施後	—								
⑥組織図									



各種団体 ↑
 単位自治会、☆市議会議員、☆農協理事、☆民生児童委員、農業委員、☆北小学校、☆北小PTA、☆消防団、☆商工会、健康環境委員、☆学識経験者、幸世地域づくり運営委員会、体育振興会、地域コミュニ活動推進員、☆スポーツクラブ21

※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。

・総会の構成 全構成員
・理事会の構成 役員(会長1名、副会長2名(自治会長会会長1名)、理事10名(自治会長会副会長1名、各ブロック代表5名、各団体3名以内))
役員会の構成 会長・副会長・各自治会長・市議会議員・農協理事・農業委員会委員・消防団・北小・北小PTA・商工会・民生児童委員・健康環境委員・スポーツ21氷上北、体育振興委員会委員代表者・幸世地域づくり運営委員長

協議会名		自治会数	
佐治地域自治協議会		22	
①構成団体			
①自治会 ②佐治活性化委員会 ③防災・防犯グループ ④青少年健全育成協議会 ⑤ボランティアグループすずらん ⑥関西大学佐治スタジオ ⑦M・Saji			
②会長・役員等の選出方法		③理事の選出方法	
会長・副会長は、改選前年度の理事会で推薦し選任する。 監事は、自治会長会から2名選出する。		理事は、団体の代表者6名、自治会長会から4名・地区(中央東、中央西、川西、川東)から4名選出する。	
④協議の仕方(回数等)		⑤周知(広報)の仕方	
総 会 1 回 理事会 4 回 役員会 回		計画時	
		実施後	紙媒体の広報誌、HP有
⑥組織図			
※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。			
・総会の構成 各自治会長、所属団体等の代表者			
・理事会の構成 会長1名、副会長1名、理事13名			
・役員会の構成 役員(会長1名、副会長1名)、自治会長会正副会長、地域コミュニティ活動推進員			

協議会名		自治会数	
芦田自治振興会		5	
①構成団体			
①自治会 ②自治公民館 ③小学校PTA(校区委員) ④中学校PTA(校区委員) ⑤青少年健全育成団体 ⑥老人会 ⑦女性団体 ⑧ボランティア組織 ⑨丹波市防犯協会青垣支部(芦田地区) ⑩丹波市交通安全協会青垣支部(芦田地区)		⑪その他(地域づくりに熱心な者でこの会が推薦する者)	
②会長・役員等の選出方法		③理事の選出方法	
会長は理事会が選出する。 副会長は、自治会長会から1名、理事会から1名選出する。 監事は、会員から2名選出する。		理事は、自治会長会から4名・会員から5名(うち4名部長)選出する。	
④協議の仕方(回数等)		⑤周知(広報)の仕方	
総会 1回 理事会 12回 役員会 回		計画時 実施後 紙媒体、チラシ、放送等	
⑥組織図			
<pre> graph TD A[芦田自治振興会] --> B[理事会] B --> C[教育部] B --> D[体育部] B --> E[生活安全部] B --> F[福祉保健部] B --> G[地域づくり部] B --> H[情報宣伝部] C --- C1[・青少年健全育成協議会] C --- C2[☆小学校子ども会] C --- C3[・自治会公民館] D --- D1[・自治会公民館] D --- D2[☆地域スポーツクラブ] D --- D3[☆スポーツ同好会] E --- E1[☆芦田お助け隊] E --- E2[☆防犯協会] E --- E3[☆小学校子ども会] E --- E4[☆中学校子ども会] F --- F1[・自治会福祉委員] F --- F2[☆ボランティア] F --- F3[☆民生委員] G --- G1[☆地域づくり委員会] G --- G2[☆芦田もりあげ隊] H --- H1[・事務局] H --- H2[・自治会長会] </pre>			
※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。			
・総会の構成 代議員制(各自治会各組代表者) ・理事会の構成 会長、副会長、理事、部会長、事務局長及び地域づくり推進員			

協議会名		自治会数	
一般財団法人 神楽自治振興会		7	
①構成団体			
自治会 (一般財団法人) 旧神楽小学校区に居住する全員			
②会長・役員等の選出方法		③理事の選出方法	
【役員】 ○評議員9名(自治会推薦者 男性5名 女性4名) ○監事2名(会員から2名選出する。)		理事15名(全自治会長7名、自治会推薦で8名選出する。)	
④協議の仕方(回数等)		⑤周知(広報)の仕方	
評議員会	2回	自治会長会	4回
理事会	6回	事業推進会	2回
事務局会	12回		
		計画時	紙媒体、HP、Facebook、放送
		実施後	紙媒体、HP、Facebook、放送
⑥組織図			
<pre> graph TD BoardOfDirectors[監事会] --- BoardOfDirectors[理事会] BoardOfDirectors --- President[理事長] BoardOfDirectors --- VicePresident[副理事長] President --- VicePresident VicePresident --- GeneralAffairs[事務局] President --- BoardOfDirectorsAndBoardOfDirectors1[自治会長部会 自治会長7名] President --- BoardOfDirectorsAndBoardOfDirectors2[事業推進部 理事会、役員会の推薦により7名] President --- BoardOfDirectorsAndBoardOfDirectors3[営農組織化検討専門部会 理事会、役員会の推薦] President --- BoardOfDirectorsAndBoardOfDirectors4[体験古民家活用支援委員会 理事会、役員会の推薦] VicePresident --- BoardOfDirectorsAndBoardOfDirectors5[集落の駅活用企画部会 理事会、役員会の推薦] VicePresident --- BoardOfDirectorsAndBoardOfDirectors6[稲作オーナー支援委員会 理事会、役員会の推薦] </pre>			
協力団体 ☆神楽ジュースclub			
※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。			
・評議員会の構成 自治会推薦(男子5名、女子4名)			
・理事会の構成 理事15名(うち7名は自治会長)			
・役員会の構成 事務局会議(会長、副会長、推進員、両部会長)			

協議会名		自治会数	
遠阪自治協議会		13	
①構成団体			
①遠阪地域に居住を有する者 ②その他、地域づくりに熱心且つ必要と思われる者で、協議会が推薦する者			
②会長・役員等の選出方法		③理事の選出方法	
【会長・副会長2名】会長・副会長以外の理事が選出する。 【部長】会長・副会長が選任し理事会が承認する。 【監事】会長・副会長が選任し理事会が承認する。		理事会の構成 会長、副会長2名、3区総区長、部長で構成する。 理事は3区総区長、部長、利活用検討委員長とする。	
④協議の仕方(回数等)		⑤周知(広報)の仕方	
総代会	1回	計画時	
理事会	1回	実施後	紙媒体「やまびこだより」を発行
役員会	3回		
⑥組織図			
<pre> graph TD LD[理事会] --- HC[会長] HC --- PC[副会長] PC --- JKC[監査委員] PC --- CPM[コミュニティ推進員] HC --- DZB[地域づくり部] HC --- AZB[安心づくり部] HC --- KZB[健康づくり部] HC --- QSC[青少協部] HC --- MBM[棉ばたけ管理部] DZB --- ZC[自治会長会] AZB --- ZC KZB --- ZC QSC --- ZC MBM --- ZC ZC --- ZC1[自治会の防犯担当、福祉担当等及び理事会で推薦した者、10名程度] ZC --- ZC2[自治会員の中から理事で推薦した者、10名程度] ZC --- ZC3[自治会員の中から理事で推薦した者、10名程度] ZC --- ZC4[理事の中で関わりのある人が4～5名] </pre>			
※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。			
・総代会の構成 遠阪区自治会長12名(理事を除く)・国道429号改修促進協議会1名・遠阪区内の文化、スポーツ、ボラティアグループ1名 ・理事会の構成 会長、副会長、3区総区長、部長			

協議会名		自治会数			
黒井地区自治協議会		19			
①構成団体					
・単位自治会及び部会・役員会 ・商工会 ・民生児童委員会 ・消防団春日第一分団 ・体育振興会 ・黒井小PTA ・春日中学校PTA ・春日部小同窓会 ・春日森の子園親の会 ・青少年健全育成推進委員会		・公民館主事 ・子ども会 ・いずみ会・料理教室 ・黒井踊り保存会 ・俳句同好会 ・更生保護女性会 ・防犯協会春日支部 ・福祉・体育委員 ・春日戦国太鼓 ・黒井地域老人クラブ連合会			
②会長・役員等の選出方法		③理事の選出方法			
・会長は、自治会長会で当該時に適切と思われる人材を選考→依頼→内諾の形。副会長も、会長選考に準ずる。 ・役員は、自治会から選考された役員を部会に振り分け互選する。		・理事は自治協議会長に準じ、自治会長会で当該年の適切な人物を選考する。			
④協議の仕方(回数等)		⑤周知(広報)の仕方			
総 会 1 回 幹事会 6 回 企画運営委員会 適宜		計画時 広報を年間3回発行 実施後 広報紙により全戸配布			
⑥組織図					
会長 副会長 監事 事務局長 会計・推進員 幹事会 企画運営委員 自治会長会 地域活性化部会 青少年・防犯・交通部会 体育部会 文化教養部会 健康・福祉・環境部会 校区事業推進部会					
・自治会長会 (黒井地区・黒井区・野村区代表) ・公民館主事正副代表 ・男女共同参画推進員正副代表 ☆商工会正副代表	・担当自治会長 ☆防犯協会春日支部 ☆民生児童委員連絡協議会 ☆消防団春日支団第1分団 ☆春日防犯協会春日支部 ☆民生児童委員連絡協議会 ☆更生保護女性会代表 ☆老人クラブ連合会 ☆黒井小学校PTA	・担当自治会長 ☆体育振興会正副代表 ・体育委員(各自治会)	・担当自治会長 ・公民館主事 ☆黒井小学校 ☆黒井小学校PTA役員 ☆黒井踊り保存会代表 ☆春日戦国太鼓 ☆いずみ会代表 ☆老人クラブ連合会 ☆俳句同好会代表 ☆商工会 ☆料理教室	・担当自治会長 ・福祉委員 ・民生児童委員連絡協議会 ☆防犯協会春日支部 ☆更生保護女性会 ☆いずみ会 ☆老人クラブ連合会	☆黒井小学校 ☆黒井小PTA正副会長
※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。					
・総会の構成 役員(監事除く)、各自治会長、防犯委員、更生保護女性会、公民館主事、交通委員、黒井踊り保存会、男女共同参画推進委員、商工会、俳句同好会、体育振興会、民生委員児童委員連絡協議会、いずみ会、衛生委員、消防団、老人クラブ、青少年健全育成委員、黒井小学校、春日戦国太鼓、福祉委員、黒井小PTA、春日防犯協会黒井の各代表者 ・幹事会の構成 正副会長、事務局長 ・企画運営委員会の構成 正副会長、事務局長、活動推進員及び運営委員、各自治会長、支援員					

協議会名 春日部地区自治協議会		自治会数 6	
①構成団体			
・自治会長会 ・公民館主事会 ・老人クラブ ・子ども会育成会 ・春日部小学校 ・春日部小PTA ・春日森の子園親の会 ・春日中学PTA地区代表 ・春日小学校同窓会 ・青少年健全育成推進委員会		・民生児童委員 ・人権住民学習推進委員会 ・体育振興会 ・スポーツクラブ21春日部 ・交通安全推進委員 ・福祉委員会 ・保健衛生委員会 等々	
②会長・役員等の選出方法		③理事の選出方法	
・会長は、自治会長会で当該時に適切と思われる人材を選考→推薦→総会で選出する。副会長も、会長選考に準ずる。 ・役員は、自治会から選考された役員を部会に振り分け互選する。		・理事は、自治会長会で自治会長の中から選考する。	
④協議の仕方(回数等)		⑤周知(広報)の仕方	
運営委員会(総会) 2回 役員会 12回		計画時 広報を毎月発行 実施後 広報紙により全戸配布	
⑥組織図			
※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。			
・運営委員会(総会)の構成 役員(会長、副会長、活動推進員、会計)、自治会長、自治会選出委員、各団体から構成する団体選出委員、委員会等推薦委員 ・役員会の構成 会長、副会長、推進員、各自治会長			

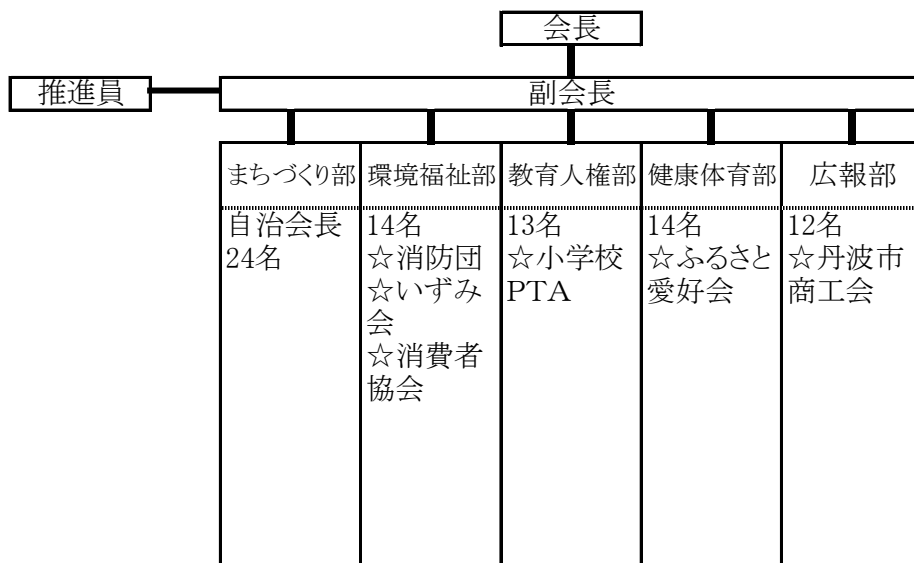
協議会名		自治会数																	
大路地区自治協議会		8																	
①構成団体																			
・単位自治会及び部会・役員会 ・大路小学校・PTA ・体育振興会 ・交通安全委員会 ・消防団春日支団第3分団 ・体育振興会		・防犯おおじ ・民生児童委員 ・子ども会 ・認定子ども園 ・春日中PTA ・その他10団体 等々																	
②会長・役員等の選出方法		③幹事の選出方法																	
・会長は、自治会長会で当該時に適切と思われる人材を選考・決定する。・副会長は、1名は自治会長会会長、1名は会長選考に準ずる。 ・役員は、構成団体の代表で互選する。		・幹事は、自治協議会の三役と自治会長会8人で選考する。																	
④協議の仕方(回数等)		⑤周知(広報)の仕方																	
総 会	1 回	計画時	広報紙を年間3回発行計画																
幹事会	12 回	実施後	広報紙により全戸配布																
三役会	随時																		
⑥組織図																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>総務部</th> <th>体育部</th> <th>校区事業推進部</th> <th>民生福祉部</th> <th>人権部</th> <th>文化教養部</th> <th>地域産業振興部</th> <th>まちづくり部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治会長会 交通安全委員会 ☆消防団 春日支団 第3分団</td> <td>体育振興会 ☆スポーツ 推進員 自治会長会</td> <td>大路小学校 ☆かすが 森の子園 ☆大路小PTA ☆春日中PTA 自治会長会</td> <td>☆民生児童委員会 防犯おおじ 福祉委員 ☆更生保 護女性会 衛星委員 自治会長会</td> <td>住民人権 学習委員 男女共同 参画委員 自治会長会</td> <td>公民館主 事会 ☆老人クラブ 自治会長会</td> <td>農会長会 ☆地域活 性化推進 委員会 ☆中山間 特産加工 部会 自治会長会</td> <td>まちづくり 委員会 自治会長会</td> </tr> </tbody> </table>				総務部	体育部	校区事業推進部	民生福祉部	人権部	文化教養部	地域産業振興部	まちづくり部	自治会長会 交通安全委員会 ☆消防団 春日支団 第3分団	体育振興会 ☆スポーツ 推進員 自治会長会	大路小学校 ☆かすが 森の子園 ☆大路小PTA ☆春日中PTA 自治会長会	☆民生児童委員会 防犯おおじ 福祉委員 ☆更生保 護女性会 衛星委員 自治会長会	住民人権 学習委員 男女共同 参画委員 自治会長会	公民館主 事会 ☆老人クラブ 自治会長会	農会長会 ☆地域活 性化推進 委員会 ☆中山間 特産加工 部会 自治会長会	まちづくり 委員会 自治会長会
総務部	体育部	校区事業推進部	民生福祉部	人権部	文化教養部	地域産業振興部	まちづくり部												
自治会長会 交通安全委員会 ☆消防団 春日支団 第3分団	体育振興会 ☆スポーツ 推進員 自治会長会	大路小学校 ☆かすが 森の子園 ☆大路小PTA ☆春日中PTA 自治会長会	☆民生児童委員会 防犯おおじ 福祉委員 ☆更生保 護女性会 衛星委員 自治会長会	住民人権 学習委員 男女共同 参画委員 自治会長会	公民館主 事会 ☆老人クラブ 自治会長会	農会長会 ☆地域活 性化推進 委員会 ☆中山間 特産加工 部会 自治会長会	まちづくり 委員会 自治会長会												
大路地区創生会議																			
企画委員会		地域振興	地域福祉																
地域交流																			
部会構成員からの選出、自治会・他団体等から推薦、公募にもよる。																			
※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。																			
・総会の構成 部会構成員全員が出席する場合と、その部会の密度により代表のみが出席する場合																			
・幹事会の構成 正副会長、事務局、自治会長会、事務局、コミュニティ活動推進員																			
・三役会の構成 正副会長、自治会長会副会長、コミュニティ活動推進員																			

協議会名		自治会数	
国領地区自治協議会		4	
①構成団体			
・単位自治会及び部会・役員会 ・老人クラブ ・スポーツクラブ21進修 ・幼小PTA ・中学校PTA ・子ども会		・防犯委員 ・交通委員 ・民生児童委員 ・更生保護女性会 等々	
②会長・役員等の選出方法		③理事の選出方法	
・会長は、自治会長会で当該年に適切と思われる人材を選考する。 副会長も、会長選考と同じ。 ・役員は、自治会等から選考された役員を部会に振り分け互選する。		・理事は、自治会長会でその年までの自治会長経験者、又はの中から選考する。	
④協議の仕方(回数等)		⑤周知(広報)の仕方	
総 会 1 回 運営委員会 3 回		計画時 広報発行の計画なし 実施後 各自治会長が、各自治会発行の広報により伝達、広報を発行していない自治会については口頭で伝達。	
⑥組織図			
<pre> graph TD H[会長] --> F[副会長] F --> S[事務局] S --> E[環境衛生部] S --> K[防犯・交通] S --> S21[スポーツクラブ21] S --> T[体育部] S --> R[人権・福祉部] S --> J[健全育成部] S --> Z[総務部] E --- E1[衛生委員 ☆老人クラブ ☆小学校PTA] K --- K1[☆小学校PTA ☆中学校PTA 交通委員] S21 --- S21_1[☆スポーツ クラブ21 進修] T --- T1[☆少年・少 女スポーツ 団 ☆子ども会] R --- R1[人権学習 福祉委員 ☆老人クラブ ☆民生委員 ☆小学校] J --- J1[青少年健 全育成推 進員 ☆小学校PTA 子ども会 ☆小学校] Z --- Z1[協議会長 自治会長 公民館長 公民館主事 コミュニティ 活動推進 員] </pre> ※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。			
・総会の構成 会長、自治会長、公民館長、公民館主事、青少年健全育成委員、各構成員正・副代表			
・運営委員会の構成 会長、副会長、自治会長、小学校長・教頭・担当教諭・PTA会長、中学校PTA地区代表、構成員正・副代表他			
・本部会議の構成 会長、自治会長、公民館長、公民館主事			

協議会名		自治会数	
船城地区自治協議会		11	
①構成団体			
・単位自治会及び部会・役員会 ・子ども会 ・防犯グループ ・小学校PTA ・スポーツクラブ21 ・民生児童委員		・男女共同参画委員 ・住民人権学習推進委員会 ・春日中学校PTA ・花と緑の会 ・船城小学校同窓会 ・消防団春日支部第五分団 等々	
②会長・役員等の選出方法		③理事の選出方法	
・会長は、現会長と自治会長会で当該時に適切と思われる人材を選任する。副会長は、代表自治会長が兼ねる。 ・自治会から上がってくる役員と公募、会長選考等		・理事は、11自治会長による自治会長会で互選する。	
④協議の仕方(回数等)		⑤周知(広報)の仕方	
総 会 1 回 三役会 14 回 三役・各部代表者会 回 運営委員会 6 回	原則として月1回 事業実施に際し適宜	計画時 6月、1月、3月の年間3回を計画 実施後 広報紙により全戸配布 自治会長を通して各戸配布	
⑥組織図			
<pre> graph TD H[会長] --> F[副会長] F --> S[事務局長] S --- M[監事] S --- Y[参与] S --> R1[] S --> R2[] R1 --> K[協議会] R2 --> FZ[ふなき里づくり委員] K --> FZ1[ふなきの里づくり委員] K --> K1[公民館主事] K --> K2[体育委員] K --> K3[男女共同参画推進委員] K --> K4[福祉委員] K --> K5[衛生委員] FZ --> FZ11[健康部] FZ --> FZ12[環境部] FZ --> FZ13[文化・教養部] T[地域内団体] --> T1[子ども会] T --> T2[☆船城小PTA] T --> T3[☆スポーツクラブ21] T --> T4[☆民生委員・民生児童委員] T --> T5[☆福寿会] T --> T6[☆市消防団春日第5分団] </pre>			
※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。			
・総会の構成 三役(会長、副会長、事務局長)、ふなきの里づくり委員、各種団体の代表者			
・運営委員会の構成 三役(会長、副会長、事務局長)、ふなきの里づくり委員			
・三役・各部代表者会の構成 三役(会長、副会長、事務局長)、各部代表者			

協議会名		自治会数	
上久下地域自治協議会		8	
①構成団体			
・各単位自治会・自治会長 ・恐竜の里づくり部会 ・ふるさと振興会 ・老壮会・消防団 ・消費者協会・愛育班 ・上久下小PTA・体育振興会 ・スポーツクラブ21・少女バレー ・地区商工会・商工女性部		・民生委員児童委員 ・上久下小学校 ・同窓会 ・更生保護女性会 ・ボランティア	
②会長・役員等の選出方法		③理事の選出方法	
*自治振興会会長・副会長(2名 但し、まちづくり部選出の副会長は除く)・監事(2名)は、正副部長を持って構成し、選考委員会を組織する。 選考→依頼→内諾の形で選出されている。 *自治振興会にはまちづくり部会として単位自治会長により組織されている。 その組織のまちづくり部長・副会長(2名)は部会にて選出をし、部長は自治振興会の副会長を兼務する。		それぞれの団体で選出、協議会は報告を受ける。 選任者は自動的に自治協議会役員会に入ってもらふ。	
④協議の仕方(回数等)		⑤周知(広報)の仕方	
総 会	1 回	計画時	計画時での周知はほとんどなし。するとしたら、広報、HP
理事会	1 回	実施後	広報
役員会	1 回		
⑥組織図			
元気村かみくげ 村長 代表理事 総務・財務部 公園管理部(委託) 施設管理部 農産物加工品 顧客サービス(案内)部 化石発掘体験部 軽食・グッズ ・ちーたん弁当販売部 農野菜・加工品販売部 自治協議会 会長 副会長 事務局 恐竜の里づくり部会 ふるさと振興会 ☆商工会 ☆商工女性部 ☆老壮会 ☆消費者協会 ☆愛育班 ☆体育振興会 ☆小学校 ☆小学校PTA ☆同窓会 ☆民生委員 ☆更生保護女性会 ☆ボランティア ☆スポーツ21 ☆少女バレー 自治会長会 各自治会長 (8名) 顧問 かみくげ宿			
※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。			
・総会の構成 役員、地区公民館長、ふるさと振興会構成団体代表者 ・理事会の構成 協議会顧問、協議会正副会長、地区自治会長、ふるさと振興会正副会長、里づくり部会正副会長 ・役員会の構成 役員(会長1名、副会長1名、顧問1名、活動推進員1名、会計1名、理事12名、監事2名)監事を除く。			

協議会名	自治会数										
久下自治振興会	24										
①構成団体											
・久下地区老人クラブ連合会 ・久下地区体育振興会 ・スポーツクラブ21くげ ・久下PTA ・川北交流会 ・丹波市商工会山南支部久下地区 ・久下愛育班 ・丹波市消防団山南支団第2分団 ・丹波市山南民生委員児童委員協議会久下地区 ・谷川区自治会	・丹波市防犯協会山南支部池谷班 谷川班 ・首切り地藏尊保存会 ・丹波市いずみ会 ・ふるさと山南愛好会 ・桜美会 ・丹波市立久下小学校 ・更生保護女性会山南支部久下校区 ・山南地区消費者協会久下支部 ・(同)丹波笛路村										
②会長・役員等の選出方法	③理事の選出方法										
*自治振興会会長・副会長(2名 但し、まちづくり部選出の副会長は除く)・監事(2名)は、正副部長を持って構成し、選考委員会を組織する。選考→依頼→内諾の形で選出されている。 *自治振興会にはまちづくり部会として単位自治会長により組織されている。その組織のまちづくり部長・副会長(2名)は部会にて選出をし、部長は自治振興会の副会長を兼務する。	それぞれの団体で選出、振興会は報告を受ける。選任者は自動的に振興会部会に入ってもらふ。										
④協議の仕方(回数等)	⑤周知(広報)の仕方										
<table> <tr> <td>総 会</td><td>1 回</td></tr> <tr> <td>常任委員会</td><td>6 回</td></tr> <tr> <td>役員会</td><td>6 回</td></tr> </table>	総 会	1 回	常任委員会	6 回	役員会	6 回	<table> <tr> <td>計画時</td><td>計画時での周知はほとんどなし。するとしたら、広報、HP</td></tr> <tr> <td>実施後</td><td>広報、HP</td></tr> </table>	計画時	計画時での周知はほとんどなし。するとしたら、広報、HP	実施後	広報、HP
総 会	1 回										
常任委員会	6 回										
役員会	6 回										
計画時	計画時での周知はほとんどなし。するとしたら、広報、HP										
実施後	広報、HP										
⑥組織図											



※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。

・総会の構成

役員(会長、副会長3名(1名はまちづくり部長)、活動推進員、部長5名(まちづくり部長は除く)、副部長、監事)、各自治会長24名、副部長1名、活動協力員

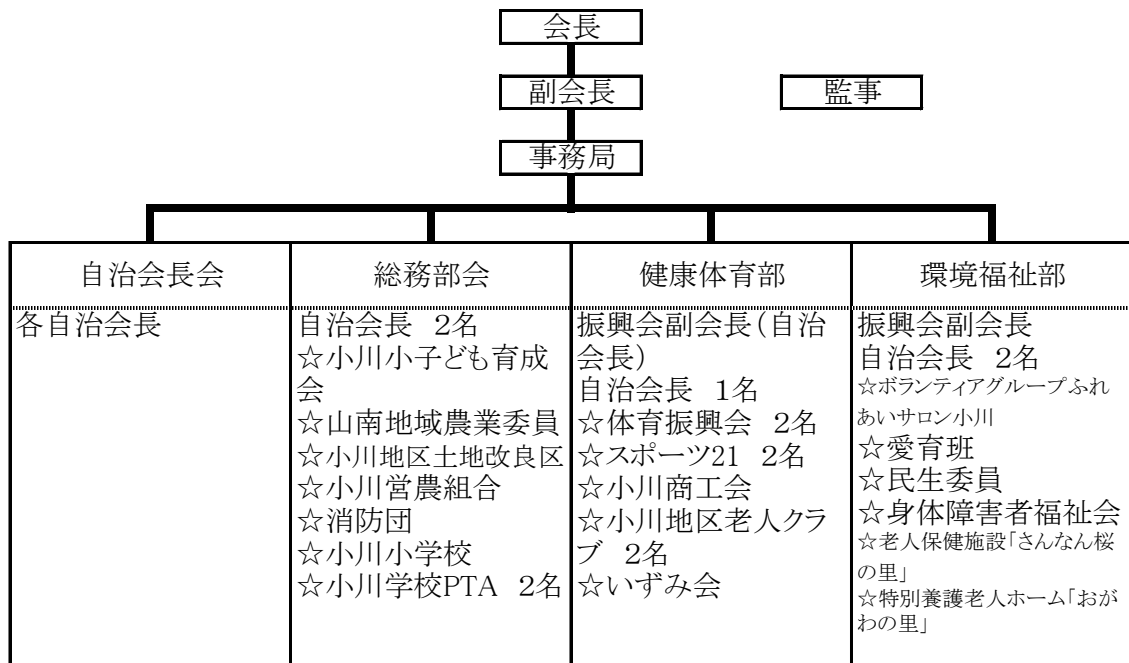
・常任委員会の構成

会長、副会長3名、活動推進員、各部長5名

・役員会の構成

監事を除く役員(会長、副会長3名(1名はまちづくり部長)、活動推進員、部長(まちづくり部長は除く)、副部長)

協議会名	自治会数
小川地区自治振興会	6
①構成団体	
・小川地区6自治会・農業委員 ・土地改良・小川老人クラブ ・商工会・小川小学校子供育成会 ・小川地区愛育班・いずみ会 ・消防団第3分団 ・小川小学校PTA・体育振興会 ・スポーツ21小川 ・小川民生児童委員 ・小川地区ボランティアグループ ・身体障害者福祉会	・小川営農組合・小川小学校 ・みつみ学苑・桜の里 ・おがわの里
②会長・役員等の選出方法	③理事の選出方法
自治振興会会長・副会長は、自治会長数名による選考委員会を組織し、選考→依頼→内諾の形で選出されている。	それぞれの団体で選出、振興会は報告を受ける。選任者は自動的に振興会部会に入ってもらふ。
④協議の仕方(回数等)	⑤周知(広報)の仕方
総会 2回 通常、臨時 委員会(部会) 随時 回 役員会 12回 今年度は減らしている	計画時 計画時での周知はほとんどなし。するとしたら、広報 実施後 広報
⑥組織図	



※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。

・代議員会(総会)の構成

代議員(各自治会の会員数により、2～4人の枠を設定)20名による

・委員会の構成

各自治会正副会長、地区内市議会議員、必要と認める団体の代表、学識経験者で会が推薦したもの

・役員会の構成

会長、副会長、事務局長、各自治会長

協議会名		自治会数													
ふるさと和田振興会		17													
①構成団体															
・和田地区自治会長会 ・和田地区自治会公民館長 ・財産管理委員会委員 ・和田地区子供会育成協議会 ・和田地区老人クラブ ・和田地区商工会 ・縁故使用地処分代金運営委員会 ・和田小・中学校PTA		・和田地区体育振興会 ・和田地区ボランティア ・和田地区愛育班 ・認定こども園わだ													
②会長・役員等の選出方法		③理事の選出方法													
自治振興会会長・副会長は、振興会役員会において推薦し、振興会総会において提案、委員の意を受けて選出される。		それぞれの団体で選出、振興会は報告を受ける。選任者は自動的に振興会部会に入ってもらふ。													
④協議の仕方(回数等)		⑤周知(広報)の仕方													
総 会	1 回	計画時													
役員会	随時 回	実施後 広報、事務所備え付け													
委員会	随時 回														
規約にはない															
⑥組織図															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>明日を考える会</th> <th>財産管理委員会</th> <th>健康体育部</th> <th colspan="3">総務文化部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治会長・公民館長 4名</td> <td>自治会長・公民館長 15名</td> <td>自治会長・公民館長 5名 ☆老人クラブ ☆体育振興会 4名</td> <td>地域安全まちづくり委員会 自治会長・公民館長 5名 ☆小学校PTA 4名 ☆中学校PTA 2名</td> <td>人権委員会 自治会長・公民館長 6名 ☆老人クラブ ☆中学校PTA 2名 ☆地区ボランティア ☆こども園わだ</td> <td>環境保健福祉委員会 自治会長・公民館長 10名 職員支援者</td> <td>総務委員会 自治会長・公民館長 7名 ☆商工会 2名 ☆愛育班 職員支援者</td> </tr> </tbody> </table>			明日を考える会	財産管理委員会	健康体育部	総務文化部			自治会長・公民館長 4名	自治会長・公民館長 15名	自治会長・公民館長 5名 ☆老人クラブ ☆体育振興会 4名	地域安全まちづくり委員会 自治会長・公民館長 5名 ☆小学校PTA 4名 ☆中学校PTA 2名	人権委員会 自治会長・公民館長 6名 ☆老人クラブ ☆中学校PTA 2名 ☆地区ボランティア ☆こども園わだ	環境保健福祉委員会 自治会長・公民館長 10名 職員支援者	総務委員会 自治会長・公民館長 7名 ☆商工会 2名 ☆愛育班 職員支援者
明日を考える会	財産管理委員会	健康体育部	総務文化部												
自治会長・公民館長 4名	自治会長・公民館長 15名	自治会長・公民館長 5名 ☆老人クラブ ☆体育振興会 4名	地域安全まちづくり委員会 自治会長・公民館長 5名 ☆小学校PTA 4名 ☆中学校PTA 2名	人権委員会 自治会長・公民館長 6名 ☆老人クラブ ☆中学校PTA 2名 ☆地区ボランティア ☆こども園わだ	環境保健福祉委員会 自治会長・公民館長 10名 職員支援者	総務委員会 自治会長・公民館長 7名 ☆商工会 2名 ☆愛育班 職員支援者									
※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。															
・総会の構成 世帯の代表者、自治会公民館長、財産管理委員会委員、団体(子供会育成協議会、老人クラブ、商工会、縁故使用地処分代金運営委員会、体育振興会、小中学校PTA、ボランティア、愛育班)の代議															
・役員会の構成 正副会長、事務局長、自治会長会正副会長															

協議会名		自治会数	
竹田地区自治振興会		17	
①構成団体			
・竹田地区内自治会			
②会長・役員等の選出方法		③理事の選出方法	
会長: 役員相互選にて選出 副会長、会計主任、担当委員: 会長による指名 監査委員: 役員推薦を受け総会にて選任			
④協議の仕方(回数等)		⑤周知(広報)の仕方	
総 会	5 回	計 画 時	紙媒体で奇数月発行の年6回
役 員 会	12 回	実 施 後	紙媒体で奇数月発行の年6回
定時1回、臨時4回			
⑥組織図			
<pre> graph TD A[総会] --- B[会長] B --- C[監事] B --- D[監査役] B --- E[副会長] E --- F[会計主任] F --- G[役員会] </pre>			
※自治会長のみ役員となっております。			
※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。			
・総会の構成 役員会の構成員と各自治会長17名			
・役員会の構成 会長、副会長1名、会計主任1名、健康担当委員1名、教育担当委員1名、環境担当委員1名、監査委員2名			

協議会名	自治会数										
前山地区自治振興会	13										
①構成団体											
・前山地区内自治会 ・大杉ダム自然公園管理委員会											
②会長・役員等の選出方法	③理事の選出方法										
会長、副会長：選考委員会が会員から選出し、理事会で承認後、総会の決議で選任。 幹事：会長、副会長が会員の中から選出し、総会で選任。	常任理事：各自治会長。 理事：会長、副会長および常任理事が会員の中から選出し、総会で選任										
④協議の仕方(回数等)	⑤周知(広報)の仕方										
<table border="1"> <tr> <td>総会</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>常任理事会</td><td>12回</td></tr> <tr> <td>理事会</td><td>回</td></tr> </table> 必要に応じて開催	総会	1回	常任理事会	12回	理事会	回	<table border="1"> <tr> <td>計画時</td><td>・月1回発行の紙媒体 ・Facebook</td></tr> <tr> <td>実施後</td><td>・月1回発行の紙媒体 ・Facebook</td></tr> </table>	計画時	・月1回発行の紙媒体 ・Facebook	実施後	・月1回発行の紙媒体 ・Facebook
総会	1回										
常任理事会	12回										
理事会	回										
計画時	・月1回発行の紙媒体 ・Facebook										
実施後	・月1回発行の紙媒体 ・Facebook										
⑥組織図											



※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。

・総会の構成 世帯を代表して1名
・理事会の構成 会長、副会長3名、理事6名、幹事2名
・常任理事会の構成 会長、副会長3名、自治会長13名

協議会名		自治会数	
吉見地区自治振興会		6	
①構成団体			
・吉見地区内自治会			
②会長・役員等の選出方法		③理事の選出方法	
会長、副会長:自治会長会で推薦し総会で選任		理事:各自治会より会長1名、副会長2名	
④協議の仕方(回数等)		⑤周知(広報)の仕方	
総 会	1 回	計画時	理事会にて報告
理事会	12 回	実施後	理事会にて報告
自治会長会	回		
必要に応じて開催			
⑥組織図			
<pre> graph TD A[総会] --- B[監事] A --- C[会長] C --- D[副会長] C --- E[顧問] D --- F[コミュニティ活動推進員] F --- G[理事会] G --- H[諸問題検討委員会] H --- I["「保育園舎の利用」部会"] H --- J["「教育を考える」部会"] H --- K["「地域づくり」部会"] </pre> ※自治会長のみ役員となっております。 ※各6自治会における副自治会長(2名)のうち1名は女性 ※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。			
・総会の構成 世帯を代表して1名			
・理事会の構成 会長、副会長1名、理事15名、顧問2名			
・自治会長会の構成 各自治会長5名			

協議会名		自治会数	
鴨庄地区自治振興会		8	
①構成団体			
・鴨庄地区内自治会			
②会長・役員等の選出方法		③理事の選出方法	
・会長、副会長:総務委員会で選任し、総会で承認 ・役員:各自治会長8名と各自治会より選出者12名			
④協議の仕方(回数等)		⑤周知(広報)の仕方	
総 会 1 回 三役会 12 回 総務委員会 12 回		計画時 年2回広報紙を各戸配布 実施後	
⑥組織図			
<pre> graph TD H[会長] --- S[監事] H --- VC[副会長] H --- SJ[事務局] H --- TGAC[総務委員会 三役(会長、副会長、 監査委員)、各自治会 長] TGAC --- HKC[活性化委員会] TGAC --- HPC[財産管理委員会] HKC --- HKC_M["自治会長、自治会選 出により15名"] HPC --- HPC_M["自治会長、自治会選 出により7名"] HKC --- HKC_L["※主な事業については、3委員会で取り組む ・NPO鴨庄事業 ・鴨庄防犯事業 ・市 河川環境整備事業 ・案山子まつり・夏祭り実行委員会 ・百人一酒事業 ・鴨庄地区市民運動会 ・山林地籍調査 ・平成丹波塾"] </pre>			
※自治会長のみ役員となっております。 ※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。			
・総会の構成 (例)役員会の構成員、自治会長 会長、副会長3名、監査委員2名、委員20名			
・総務委員会 (例)会長、副会長、事務局、会計、地域コミュニティ活動推進員 会長、副会長3名、各自治会長8名			
・各委員会 活性化委員会:副会長1名、委員14名 財産管理委員会:副会長1名、委員6名			

協議会名		自治会数	
美和地区自治振興会		9	
①構成団体			
・地区内自治会 ・美和スポーツクラブ21			
②会長・役員等の選出方法		③理事の選出方法	
・会長、副会長:選考委員会で予選し、新役員会での承認後総会で議決を得る		・理事:各自治会より自治会長1名、自治会選出者者1名の2名を選任する	
④協議の仕方(回数等)		⑤周知(広報)の仕方	
総代会	1 回	計画時	理事会で周知
理事会	13 回	実施後	理事会で周知
⑥組織図			
<pre> graph TD A[総代会] --> B[理事会] A --> C[監事] A --> D[三役会] B --> E[美し和の里づくり協議会] B --> F[林野管理会] B --> G[県道網山市島線改修促進協議会] F --> H[総務部] F --> I[健康体育部] F --> J[環境福祉部] H --> K[各自治会] I --> K J --> K K --> L[防犯委員会・保健衛生推進委員会・男女共同参画推進委員会] </pre> ※自治会長のみ役員となっております。 ※部会構成員において、自治会選出以外の活動団体の選出は、☆印をつけています。			
・総代会の構成 会長、副会長2名、理事18名			
・理事会の構成 役員(会長1名、副会長2名、理事18名(各自治会より2名)、推進員兼事務局長1名、監事3名)より監事を除く。			